

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和5年2月28日)

(追 記 日:令和 年 月 日)
福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物（令和5年1月分）

種 類	一般廃棄物焼却残渣
台 数	51 台
重 量	486.80 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目		測 定 結 果						
		採取年月日	採 取 場 所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日
			上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値	
1	塩化物イオン	令和5年1月10日	72	19	11	—	0.1	令和5年1月24日
2	アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	月1回
3	総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	年1回
4	カドミウム	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	〃
5	鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	〃
6	六価クロム	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.005	〃
7	砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	〃
8	全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	〃
9	ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	〃
10	トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.003	〃
11	テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	〃
12	ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	〃
13	四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	〃
14	1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	〃
15	1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.1mg/L以下	0.01	〃
16	1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	〃
17	1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	〃
18	1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	〃
19	1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	〃
20	チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	〃
21	シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	〃
22	チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	〃
23	ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	〃
24	セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	〃
25	1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	〃
26	クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	〃
措置の必要性		なし						

3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目		採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の 得られた年月日	測定頻度
				基準値	定量下限値		
1	カドミウム及びその化合物	—	—	0.03mg/L以下	—	—	年1回
2	シアン化合物	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
3	有機燐化合物	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
4	鉛及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
5	六価クロム化合物	—	—	0.5mg/L以下	—	—	〃
6	砒素及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	—	—	0.005mg/L以下	—	—	〃
8	アルキル水銀化合物	—	—	検出されないこと	—	—	〃
9	ポリ塩化ビフェニル	—	—	0.003mg/L以下	—	—	〃
10	トリクロロエチレン	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
11	テトラクロロエチレン	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
12	ジクロロメタン	—	—	0.2mg/L以下	—	—	〃
13	四塩化炭素	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
14	1,2-ジクロロエタン	—	—	0.04mg/L以下	—	—	〃
15	1,1-ジクロロエチレン	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	0.4mg/L以下	—	—	〃
17	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	3mg/L以下	—	—	〃
18	1,1,2-トリクロロエタン	—	—	0.06mg/L以下	—	—	〃
19	1,3-ジクロロプロペン	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
20	チウラム	—	—	0.06mg/L以下	—	—	〃
21	シマジン	—	—	0.03mg/L以下	—	—	〃
22	チオベンカルブ	—	—	0.2mg/L以下	—	—	〃
23	ベンゼン	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
24	セレン及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
25	ほう素及びその化合物	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
26	ふっ素及びその化合物	—	—	8mg/L以下	—	—	〃
27	1,4-ジオキサン	—	—	0.5mg/L以下	—	—	〃
28	フェノール類	—	—	5mg/L以下	—	—	〃
29	銅及びその化合物	—	—	3mg/L以下	—	—	〃
30	亜鉛及びその化合物	—	—	2mg/L以下	—	—	〃
31	鉄及びその化合物(溶解性)	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
32	マンガン及びその化合物(溶解性)	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
33	クロム及びその化合物(溶解性)	—	—	2mg/L以下	—	—	〃
34	水素イオン濃度	令和5年1月6日	7.3	5以上9以下	—	令和5年1月17日	月1回
35	生物化学的酸素要求量(BOD)	令和5年1月6日	0.6	5日間の600mg/L未満	0.5	令和5年1月17日	〃
36	浮遊物質質(SS)	令和5年1月6日	1	600mg/L未満	1	令和5年1月17日	〃
37	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	—	—	5mg/L以下	—	—	年1回
38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	—	—	60mg/L以下	—	—	〃
措置の必要性		なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項 目	点検日	点 検 箇 所	異常の有無
擁壁等	令和5年1月24日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和5年1月24日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和5年1月24日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和5年1月24日	浸出水調整槽	無
	令和5年1月24日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測 定 結 果							
項 目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 （ 周縁地下水 ）	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流 (No.1)	下流 (No.2)	下流 (No.3)			
ダイオキシン類濃度	－	－	－	－	1pg-TEQ/L以下	－	年1回
措置の必要性	－						
項 目	採取年月日	浸出水処理施設 （ 総合放流水 ）			水質排出基準 （ 放流水 ）	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	－	－			10pg-TEQ/L以下	－	年1回
措置の必要性	－						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	－	－	年1回